

別府市立図書館設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(図書館協議会)</p> <p>第 5 条 法第 14 条の規定により、図書館に別府市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員の定数は、8 人以内とする。</p> <p><u>3 協議会の委員</u>の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>4 協議会の委員</u>は、再任されることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第 6 条 法及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。</p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第 5 条 法第 14 条の規定により、図書館に別府市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員<u>(以下「委員」という。)</u>の定数は、8 人以内とする。</p> <p><u>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。</u></p> <p><u>4 委員</u>の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>5 委員</u>は、再任されることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第 6 条 法及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。</p>	